

人事行政の運営等の状況を公表

平成 19 年度の職員の給与やサービスの状況などの人事行政の運営等の状況をお知らせします。

これは、地方公務員法及び養父市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、人事行政の公平性、透明性を高めることを目的として行うものです。

平成 20 年 9 月 12 日

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年 4 月 1 日現在）

		職員数（人）		対前年 増減数	主な増減理由
		H19 年	H20 年		
福祉関係を除く一般行政	議 会	6	5	1	事務の統廃合縮小
	総 務	75	71	4	機構の見直しによる減
	税 務	15	18	3	収納対策専門部署新設による増
	農林水産	25	23	2	業務量の見直しによる減
	商 工	7	8	1	機構の見直しによる減
	土 木	27	23	4	業務量の見直しによる減
	小 計	155	148	7	
福祉関係	民 生	74	65	9	事務量の見直しによる減
	衛 生	36	39	3	機構改革による増
	小 計	110	104	6	
一般行政部門計		265	252	13	[参考：類似団体の職員数 237 人]
教 育		56	52	4	機構改革による減
消 防		44	44	0	
小 計		100	96	4	[参考：類似団体の職員数 97 人]
公営企業等会計部門	病 院	11	12	1	業務量の見直しによる増
	水 道	10	9	1	機構改革による減
	交 通	0	0	0	
	下水道	15	12	3	機構改革による減
	その他	32	29	3	事務量の見直しによる減
	小 計	68	62	6	
総 合 計		433	410	23	

（注） 職員数は、市長、副市長を除いた人数です。

(2) 年齢別職員数の状況（平成 19 年 4 月 1 日現在）

区 分	20 歳 未 満	20 歳 ～ 23 歳	24 歳 ～ 27 歳	28 歳 ～ 31 歳	32 歳 ～ 35 歳	36 歳 ～ 39 歳	40 歳 ～ 43 歳	44 歳 ～ 47 歳	48 歳 ～ 51 歳	52 歳 ～ 55 歳	56 歳 ～ 59 歳	60 歳 以 上	計
職員数	1 人	7 人	23 人	44 人	50 人	39 人	44 人	45 人	62 人	78 人	39 人	1 人	433 人

(3) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

定員適正化目標（数・率）

計画の期間は、平成 19 年度から平成 22 年度までの 4 ヶ年とし、平成 18 年 4 月 1 日現在の職員数 445 人を平成 22 年度末に 416 人（6.5%、29 人減）以下、一般行政部門はモデル数値の 263 人以下を目標とする。

平成 22 年 4 月 1 日現在における定員の数値目標

部門	区分	H18 年	H19 年	H20 年	H21 年	H22 年
一般行政部門	減 員		11	6	4	4
	増 員		2	1	3	1
	差 引		9	5	1	3
	職員数	274	265	260	259	256
特別行政部門	減 員		1	4	2	1
	増 員		0	3	1	0
	差 引		1	1	1	1
	職員数	101	100	99	98	97
公営企業等部門	減 員		10	3	1	2
	増 員		8	0	1	0
	差 引		2	3	0	2
	職員数	70	68	65	65	63
総合計	減 員		22	13	7	7
	増 員		10	4	5	1
	差 引		12	9	2	6
	職員数	445	433	424	422	416

(4) 採用者・退職者の状況

採用試験の実施状況（平成19年4月2日～平成20年4月1日）

区分	受験者	1次試験合格者	最終合格者	採用者
事務職	-人	-人	-人	-人
保健師	-人	-人	-人	-人
消防職	7人	3人	2人	2人
合計	7人	3人	2人	2人

退職者の状況（平成19年4月1日～平成20年3月31日）

区分	定年	勸奨	自己都合	その他	合計
一般事務職	4人	8人			12人
保健師					0人
保育士		1人	1人		2人
看護師				1人	1人
医師			1人		1人
教諭				1人	1人
消防職	3人				3人
技能労務職	4人	2人			6人
合計	11人	11人	2人	2人	26人

(5) 障害者の任用状況（平成19年4月1日現在）

法定雇用率	2.1%	0.98%
-------	------	-------

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (19年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	18年度の 人件費率
19年度	28,362人	18,260,649千円	578,391千円	3,227,660千円	17.7%	16.1%

(注) 普通会計とは、地方財政決算統計上における会計区分であって、公営企業と事業会計以外の全ての会計をいいます。

(2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
19年度	352人	1,354,019千円	240,150千円	524,325千円	2,118,494千円	6,018千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 給与費は当初予算に計上された額です。

(3) 職員の平均給料月額、平均年齢の状況（平成 19 年 4 月 1 日現在）

一般行政職		技能労務職	
平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
326,200 円	43.0 歳	286,700 円	46.3 歳

(4) ラスパイレス指数の状況

H19 年	H18 年
93.4	93.0

（注） ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

(5) 職員の初任給の状況（平成 19 年 4 月 1 日現在）

区 分		養父市	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	140,100 円

(6) 職員の経験年数別平均給料月額の状況（平成 19 年 4 月 1 日現在）

区 分		大学卒	高校卒
一般行政職	経験年数 10 年以上 15 年未満	273,900 円	227,500 円
	経験年数 15 年以上 20 年未満	318,200 円	277,700 円
	経験年数 20 年以上 25 年未満	359,000 円	313,600 円

(7) 一般行政職の級別職員数の状況（平成 19 年 4 月 1 日現在）

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
標準的な職務内容	主 事	主 事	係 長 主 査	課長補佐 係 長	副課長	課 長	部 長
職員数	14 人	30 人	93 人	62 人	14 人	43 人	12 人
構成比	5.2%	11.2%	34.7%	23.1%	5.2%	16.1%	4.5%

（注） 1 養父市職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務の内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です

3 職員手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当（平成 19 年 4 月 1 日現在）

養 父 市	国
1 人当たり平均支給額（19 年度） 15,228 百円	
（19 年度支給割合） 期末手当 2.8 月分（0.2 月分減額） 勤勉手当 1.5 月分	（19 年度支給割合） 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.5 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%～10%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%～20%

(2) 退職手当（平成 19 年 4 月 1 日現在）

養 父 市	国
（支給率） 自己都合 勤奨・定年 勤続 20 年 23.50 月分 33.55 月分 勤続 25 年 33.50 月分 41.34 月分 勤続 35 年 47.50 月分 59.28 月分 最高限度額 59.28 月分 59.28 月分 その他の加算措置：定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算） 1 人当たり平均支給額 20,742 千円	（支給率） 自己都合 勤奨・定年 勤続 20 年 23.50 月分 33.55 月分 勤続 25 年 33.50 月分 41.34 月分 勤続 35 年 47.50 月分 59.28 月分 最高限度額 59.28 月分 59.28 月分 その他の加算措置：定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算）

（注） 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、平成 19 年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（平成 19 年 4 月 1 日現在）

支給職員 1 人当たり平均支給月額（平成 19 年 4 月）			- 百円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
全地域	0%	-	0%

(4) 特殊勤務手当（平成 19 年 4 月 1 日現在）

区 分	全 職 種
職員全体に占める手当支給職員の割合	14.8%
1人当たり平均支給月額	625 百円
手当の種別及び支給額	税務滞納処分事務手当 日額 500 円
	感染症防疫作業手当 日額 500 円
	危険困難作業手当（除雪作業・へい獣死廃処理・有害獣捕獲回収・環境衛生消毒作業） 日額 500 円
	行旅死亡人作業手当 日額 500 円
	清掃員（清掃主任）手当 月額 15,000 円
	清掃員手当 月額 13,000 円
	重機運転手当（もっぱら重機運転に従事） 日額 500 円
	医師手当（国保医師） 予算の範囲内で市長が定める額
	医師往診手当 予算の範囲内で市長が定める額
	医師初任給調整手当 予算の範囲内で市長が定める額
	医師歯科診医師手当 予算の範囲内で市長が定める額
	看護師待機手当 1回 1,000 円
	介護支援専門員手当 月額 3,500 円
	索道技術管理（管理者）手当（運行業務期間中） 月額 20,000 円
	索道技術管理（補佐）手当（運行業務期間中） 月額 10,000 円
	し尿収集処理作業手当 月額 17,000 円
	し尿収集処理作業（主任）手当 月額 22,000 円
	ごみ処理作業手当 月額 17,000 円
	ごみ処理作業（主任）手当 月額 22,000 円
	火葬作業手当 月額 17,000 円
	歯科技工師手当 月額 20,000 円
	マイクロバス運転手当 日額 1,000 円
	救急出動手当 1回 300 円
	管外医療機関搬送出動手当 但馬外 1回 1,000 円（片道 100km 以上 2 倍）
	隔日勤務手当 1 当務 650 円
	整備操縦（車両の整備操縦担当者主任）手当 月額 1,500 円
整備操縦（車両の整備操縦担当者副主任）手当 月額 1,200 円	
救急救命士手当 月額 4,000 円	

（注） 平均支給月額は、平成 19 年 4 月支給月額を平成 19 年 4 月の支給対象職員数で除したものです。

(5) 時間外勤務手当

支給職員 1 人当たり平均支給月額（平成 19 年 4 月実績）	222 百円
----------------------------------	--------

(6) その他手当（平成 19 年 4 月 1 日現在）

区 分	養 父 市	国
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ・借家 = 国と同じ ・自宅 = 2,500 円 	<ul style="list-style-type: none"> ・借家 = 家賃に応じて 27,000 円を限度に支給（家賃 12,000 円を超える場合に限る） ・自宅 = 2,500 円（5 年）
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・交通機関利用の場合 = 国と同じ ・自動車等利用の場合 = 使用距離に応じて 1,000 円 ~ 26,700 円を支給 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通機関利用の場合 = 運賃等相当額が 55,000 円以下は運賃等相当額 ・自動車等利用の場合 = 使用距離に応じて 2,000 円 ~ 24,500 円を支給
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・国と同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 13,000 円 ・配偶者以外の扶養 1 人 6,500 円（職員に配偶者がいない場合は、そのうち 1 人につき 11,000 円） ・16 歳から 22 歳までの子 1 人 5,000 円加算
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> ・管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で指定する職員 給料月額の 8% ~ 12% 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で指定する職員 俸給表別、職務の給別、俸給の特別調整額の区分別に定額の手当てを支給 46,300 円 ~ 146,400 円

4 特別職の報酬等の状況

(1) 給料、報酬、期末手当の状況（平成 19 年 4 月 1 日現在）

	市 長	副市長	教育長	議 長	副議長	議 員
給料・報酬 （月額）	783,000 円	630,000 円	585,000 円	387,000 円	306,000 円	279,000 円
期末手当 （支給割合）	4.15 月分（6 月期 = 2.00 月分、12 月期 = 2.15 月分）			0.2 月分削減		
				4.35 月分（6 月期 = 2.10 月分、12 月期 = 2.25 月分）		

(2) 退職手当の状況（平成 19 年 4 月 1 日現在）

区 分	算定方式	支給時期
市 長	給料月額 × 41.36 / 100 × 在職月数	任期毎
副市長	給料月額 × 25.38 / 100 × 在職月数	任期毎
教育長	給料月額 × 18.80 / 100 × 在職月数	任期毎

5 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（平成 19 年 4 月 1 日現在）

勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
8 時間/日	8 : 30	17 : 15	12 : 15 ~ 13 : 00

休憩時間は、平成 19 年 4 月 1 日から廃止されました。

(2) 年次有給休暇の取得状況（平成 19 年）

付与日数	1 人当たり平均取得日数
1 暦年につき 20 日	8.2 日

(3) 特別休暇等の概要（平成 19 年 4 月 1 日現在）

主な種類	付 与 日 数 等
公民権行使	必要と認められる期間
証人等出頭	
骨髄提供	
ボランティア休暇	5 日以内（年）
結婚休暇	5 日以内
産前休暇	出産予定日 8 週間（多胎妊娠の場合にあっては 14 週間）前の日から出産の日まで
産後休暇	出産の日の翌日から 8 週間を経過する日まで
育児時間	1 日につき 2 回各 30 分以内
妻の出産	妻の出産に係る入院等の日から出産の日後 2 週間を経過する日までの間において 2 日以内
生理休暇	必要な期間
子の看護	小学校就学前の子の看護の為、勤務しないことが相当であると認められる場合 5 日以内（年）
忌引	親族の区分により 1 日から 10 日までの期間
父母の追悼行事	1 日以内
夏季休暇	5 日以内（7 月～9 月）
リフレッシュ休暇	勤続年数が 20 年、30 年に達した場合 連続する 3 日以内
病気休暇	120 日以内（ただし、結核性疾患、精神障害の場合 2 年以内。公務災害の場合は任命権者が必要と認める期間）
介護休暇	連続する 6 月の期間内において必要と認められる期間（無給）
育児休業	3 歳に満たない子を養育する場合 その子が 3 歳に達する日まで（無給）

(4) 育児休業の取得状況（平成 19 年度）

区 分	取 得 者 数		
	男性	女性	計
育児休業	0 人	8 人	8 人
部分休業	0 人	0 人	0 人

（注）平成 19 年度中に新たに取得した人数です。

6 職員の分限及び懲戒免職処分の状況

(1) 分限処分の状況（平成 19 年度）

処 分 事 由	免職	降任	休職	降給	計
勤務実績が良くない場合	0 人	0 人	-	-	0 人
心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又これに堪えない場合	0 人	0 人	0 人	-	0 人
職に必要な適格性を欠く場合	0 人	0 人	-	-	0 人
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0 人	0 人	-	-	0 人
心身の故障のため、長期の休養を要する場合	-	-	1 人	-	1 人
刑事事件に関し起訴された場合	-	-	0 人	0 人	0 人
計	0 人	0 人	1 人	0 人	1 人

（注）分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保という目的から、一定の事由がある場合に、職員の意に反して免職や休職などの処分を行うことです。

(2) 懲戒処分の状況（平成 19 年度）

処分事由	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
職務上の義務に違反した又は職務を怠った場合	1 人	0 人	0 人	0 人	1 人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0 人	0 人	1 人	0 人	1 人
計	1 人	0 人	1 人	0 人	2 人

（注）懲戒処分とは、職員に職務上の義務違反や全体の奉仕者としてふさわしくない非行があった場合に、その道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的として、職員に制裁として処分を行うことです。

7 職員のサービスの状況

(1) 職務専念義務の免除の概要（平成 19 年 4 月 1 日現在）

免除の対象となる主な場合	研修を受ける場合
	厚生に関する計画の実施に参加する場合
	職務遂行に関し密接な関連のある国、県又は他の地方公共団体若しくは公共的団体の職務に従事する場合
	消防団員又は水防団体としての業務に従事する場合
	定期健康診断又は市長が認める健康診断を受ける場合

(2) 営利企業等従事許可の状況（平成 19 年度）

許可した内容	許可件数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社 その他の団体の役員その他の地位を兼ねるもの	0 件
自ら営利を目的とする私企業を営むもの	0 件
報酬を得て事業又は事務に従事するもの	0 件

8 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の実施状況（平成 19 年度）

主催者	研修名	受講者数
兵庫県自治研修所	職員 1 部、職員 2 部、監督職、管理職、接遇指導者養成、J S T 基本コース指導者養成	17 人
(財)兵庫県自治協会	法制執務、給与事務、徴収事務、監査事務、住民と行政の協同、公会計	13 人
(財)兵庫県市町村振興協会	自治研修会	3 人
(財)全国市町村国際文化研修所	人事評価制度、変革期の自治体財務、まちづくりユニバーサルデザイン、公会計改革	5 人
(財)地方公務員安全衛生推進協議会	職場の衛生管理	2 人
但馬県民局	地域別管理職	22 人
但馬広域行政事務組合	新任職員、中堅職員、法制執務、管理監督職員、プレゼンテーション、行政法、民法、地方自治法、人権教育・啓発、女性リーダー養成	51 人
養父市	新任職員、新任職員等、監督職員、中堅職員、接遇指導者養成、心肺蘇生法・AED、交通安全、男・女共同参画、環境問題、マーケティング（経営学）、行政評価、人事評価制度	1,048 人

(2) 勤務評定の状況

平成 19 年度においては、勤務評定を実施していません。

平成 20 年度から人事評価制度を導入しています。(技能労務職、保育士、看護師、臨時職員等を除く。)

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断等の実施状況(平成 19 年度)

区 分	受診者数
定期健康診断	501 人
人間ドック	109 人
保健師等による健康診断事後指導	20 人
アスベスト対策健康診断	3 人
カウンセリング事業(4 回実施)	7 人

(2) 共済組合及び職員互助会の事業の概要(平成 19 年度)

共済制度

本市職員は、兵庫県市町村職員共済組合又は公立学校共済組合に加入しています。

共済組合では、短期(医療保険)、長期(公的年金)、福祉(保健、貯金、貸付)等の事業を行っています。

これらの事業は、職員の掛金と、市の負担金で運営されています。

職員互助会

本市職員は、兵庫県町村職員互助会又は兵庫県学校厚生会に加入しています。

会では、福利厚生事業(各種見舞金、各種祝金、弔慰金等の給付)等の事業を行っています。

これらの事業は、職員の掛金と、市の負担金で運営されています。

また、本市職員で独自に養父市職員互助会を組織しています。

会では、福利厚生事業(慶弔金の給付事業、元気回復や健康増進事業等)を行っています。

これらの事業は、職員の掛金のみで運営されており、市の負担金はありません。

(3) 公務災害等の認定状況(平成 19 年度)

区 分	傷 病	死 亡
公 務 災 害	4 件	0 件
通 勤 災 害	0 件	0 件

(4) 勤務条件に関する措置の要求の状況(平成 19 年度)

区 分	件 数
前年度からの繰越件数	0 件
当年度の新規要求件数	0 件
当年度中終了件数	0 件
次年度への繰越件数	0 件

(5) 不利益処分に関する不服申立ての状況（平成 19 年度）

区 分	件 数
前年度からの繰越件数	0 件
当年度の新規要求件数	0 件
当年度中終了件数	0 件
次年度への繰越件数	0 件